

## 災害時における多摩市、郵便局の相互協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と多摩郵便局（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時において、甲及び乙が相互に協力し、円滑な対応が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、多摩市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時的避難場所、物資集積場等として提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災者の避難先及び被災状況等の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱をすること。
- (7) 前各号に定めのない事項で、協力できること。

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担するものとする。

2 前項の規定による経費の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定するものとする。

### （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況や協力要請事項等に関して、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部庶務課長とし、乙においては総務課長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年11月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年11月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

東京都多摩市

市長　臼井千秋



乙 東京都多摩市鶴牧一丁目24番2号

多摩郵便局

局長　笹島征治

